

折れた注射針は記録を！ 出荷時には申告を！

1月8日、管内と畜場で食肉中に長さ約35mmの破損注射針の残留を認めた事例がありました。注射針は複数頭の乳廃用牛がと畜された後の加工処理中に発見され、個体は特定されませんでした。管内の農場で治療時に注射針の破損・残留が生じた可能性があります。

食の安全・安心に直結する事例なので、残留防止はもちろん、記録や情報伝達にも注意をお願いします。

【残留事故防止のポイント】

- 注射をする際は家畜の保定を確実に
- 曲がった注射針は使わない
- 注射針の破損を確認したら速やかに除去

【注射針が残ってしまったら（可能性も含め）】

- 注射部位にマークを付け、出荷時まで識別！
- スマートフォン等で耳標や残留部位を撮影し保管
- 販売の際は出荷先等に残留の情報を伝える！
- と畜場に出荷する時は、投薬歴と併せて申告を！



管内では
R1から9件の事例が
発生しています！

北海道網走家畜保健衛生所

電話：0157-36-0725 FAX：0157-36-5801